

## 特定施設設置届とは

騒音や振動が発生する施設を設置する場合または届出内容を変更する場合などには法律または条例による届出が必要になります。

これらの届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合には、罰則規定による処罰を受けますのでご注意ください。

なお、法律に関する届出は全て市役所へ提出して下さい。県条例に関する届出は、内容によって県民局へ提出していただく場合がありますのでご留意下さい。

- ◎初めて特定施設を設置する場合 ※1
- ◎改正等により特定施設として該当するようになった場合  
(設置工事中の場合も含む)

法律に基づく届出なのか、条例に基づく届出なのかを確認のうえ、該当する様式を用いて、設置工事開始の30日前までに提出して下さい。

【提出の際の添付書類】

- ・現場付近の位置図
- ・建物の配置図・構造図
- ・施設の配置図
- ・敷地境界線における騒音（振動）の予測値資料

- ◎届出を行った者の氏名、住所の変更がある場合（法人ならば代表者）
- ◎工場・事業所の名称、所在地の変更がある場合 ※2
- ◎特定施設の種類ごとの数を変更する場合 ※3
- ◎騒音または振動の防止の方法を変更する場合 ※4

法律に基づく届出なのか、条例に基づく届出なのかを確認のうえ

届出を行った者の氏名、住所の変更 } 変更のあった日から30日以内に届出  
工場・事業所の名称、所在地の変更 }  
種類の数、防止の方法の変更 } 変更に係る工事開始の30日前までに届出

- ◎特定施設を廃止した場合 ※5
- ◎届出を行った者から譲渡、借受、相続等により、特定施設を承継した場合

特定施設の廃止をした日または継承した日から30日以内に提出して下さい。

【提出の際の添付書類】

- ・承継の事実を示す書類等の写し

### 【注意】

- ※1 指定区域内にばい煙等が発生する施設（指定施設）を設置しようとする場合は、知事の許可が必要となります。  
指定区域に該当するかの確認は、下記問合せ先までお問い合わせ下さい。
- ※2 工場の移転による所在地の変更は、工場を廃止し、新設をしたとみなすので、廃止届を提出したのち、新たに設置届を提出して下さい。
- ※3 既に届出をしている施設が、2倍以内に増加する場合の届出は不要です。  
(例) 5台を10台に増やす ⇒届出不要  
5台を11台以上に増やす⇒届出必要
- ※4 騒音の大きさが増加しなければ届出は不要です。
- ※5 法律に係る特定施設を廃止する場合に、設置届に記載されるすべての施設を廃止するのであれば「使用全廃届」、一部の施設の使用を廃止するのであれば「種類ごとの数の変更届」を提出して下さい。
- ※ 騒音（振動）規制法と県条例の両方に該当する施設の場合は騒音（振動）規制法の様式のみ提出して下さい。

【問合せ先】

宍粟市 生活衛生課 生活衛生係  
TEL:0790-63-3506  
FAX:0790-63-3063